

保育所等[※]整備の協議を義務づける条例が改正されました

台東区大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る

事前届出等に関する条例 及び 台東区保育所等整備協力金制度要綱

※ 保育所等とは、保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、その他区長が認めるものをいう。

条例について

平成26年の条例施行以降、待機児童の早期解消のため、保育所等の整備を要請してきましたが、多様な手法により施設の整備が進んだ結果、待機児童数が減少したことで、保育所等の整備を要請しない案件が発生しています。そのため、手続きをよりわかりやすくするよう、下表のように条例を改正いたしました。

	現 行	改 正 後		
1	【事業者】 「建設事業届出書」 を区に提出する。	同左		
2	保育所等の整備への協力等を要請する 必要の有無にかかわらず 【区】 「保育所等の整備に係る意見書」 により事業者へ通知する。 (事前届出があつてから60日以内)	<table border="1"> <tr> <td>(1) 保育所等の整備が必要であると認めるとき</td> <td>(2) 保育所等の整備を要請する必要がないと認めるとき</td> </tr> </table>	(1) 保育所等の整備が必要であると認めるとき	(2) 保育所等の整備を要請する必要がないと認めるとき
(1) 保育所等の整備が必要であると認めるとき	(2) 保育所等の整備を要請する必要がないと認めるとき			
3	【事業者】 「保育所等の整備に係る意見への回答書」 を区に提出する。 (意見書を受けてから60日以内)	<table border="1"> <tr> <td>【事業者】 「協力要請への回答書」 を区に提出する。 (協力要請を受けてから60日以内)</td> <td></td> </tr> </table>	【事業者】 「協力要請への回答書」 を区に提出する。 (協力要請を受けてから60日以内)	
【事業者】 「協力要請への回答書」 を区に提出する。 (協力要請を受けてから60日以内)				
4	【区】 「回答確認書」 により事業者へ通知する。	【区】 「事前届出に係る確認済通知書」 により事業者へ通知する。		
5	【事業者】 建設事業等の手続（他条例等の届出等） が行えるようになる。	【事業者】 建設事業等の手続（他条例等の届出等） が行えるようになる。		

要綱について

寄付証書の提出時期と様式を改正いたしました。

【お問い合わせ】 台東区都市づくり部 建築課 事前協議担当
電話：03-5246-1343